

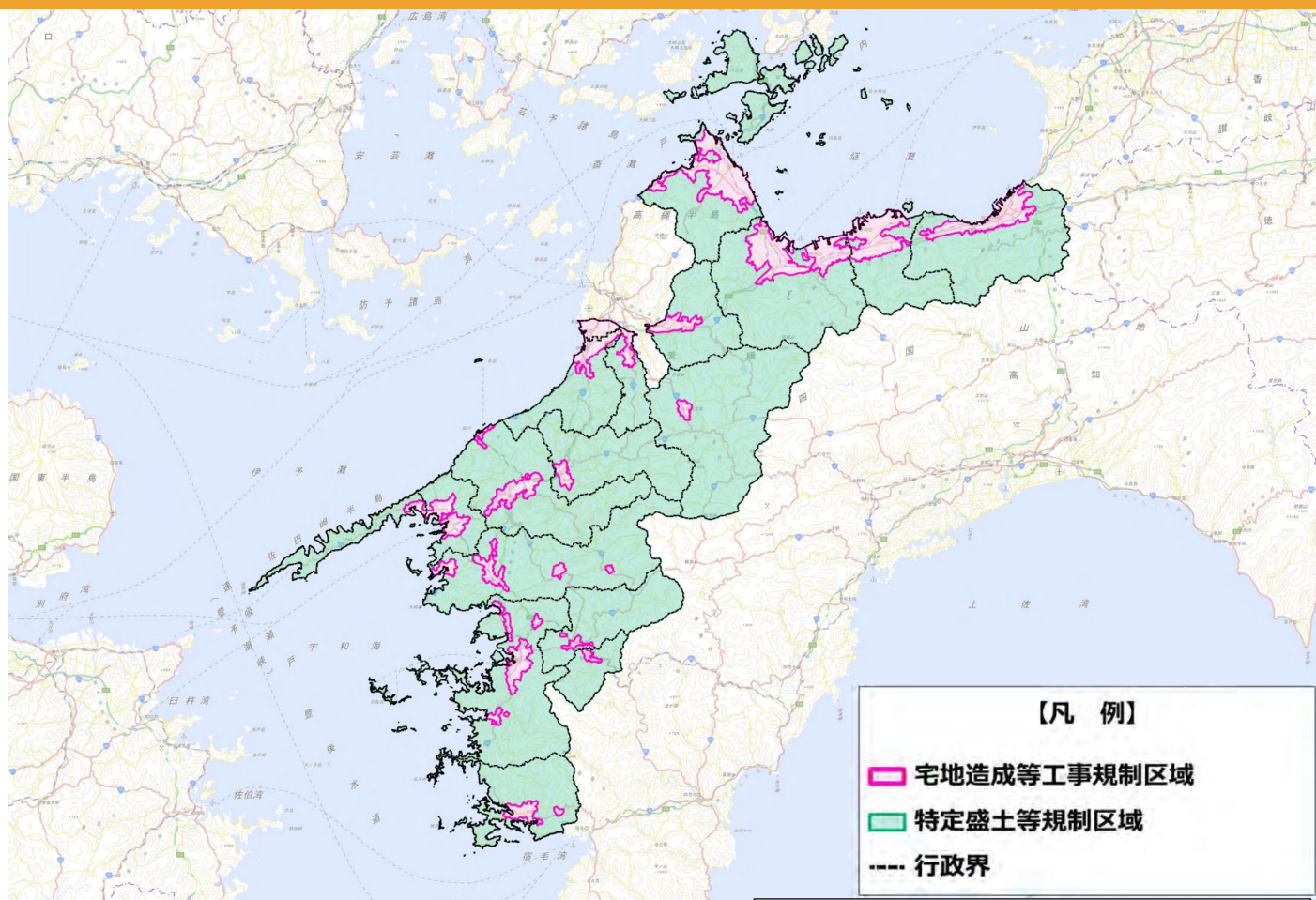
令和7年5月23日より

愛媛県で盛土規制法が運用開始となります



- 愛媛県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づき、令和7年5月23日（松山市はR6.10.1指定済）に県内の行政区域全域を規制区域に指定する予定です。
- 下記の許可又は届出対象工事に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可又は届出が必要となりますので、書類を作成の上、申請手続きをお願いします。
- 都市計画法に基づく開発許可の要件を満たす場合は、開発許可をもって盛土規制法みなし許可となりますので、開発許可に併せて盛土規制法の許可申請は必要ありません。ただしその場合でも、盛土規制法に伴う中間検査、定期報告等の手続きが必要となる場合もあります。

愛媛県宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図



・測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 5JHf 268

申請等必要な手続きや詳細な規制区域については、
愛媛県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/5807.html>



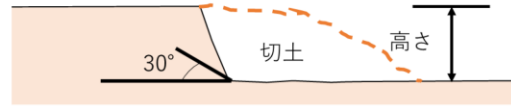
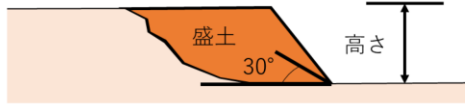
許可又は届出対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域において許可対象
特定盛土等規制区域において届出対象

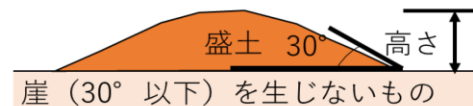
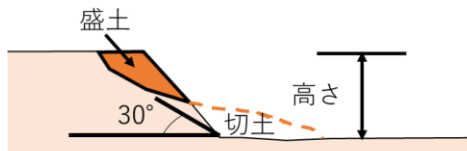
青文字 特定盛土等規制区域において許可対象

■土地の形質の変更（盛土・切土） ※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地

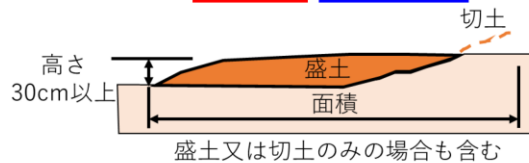
①盛土で高さが **1m超** **2m超**の崖を生ずるもの ②切土で高さが **2m超** **5m超**の崖を生ずるもの



③盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超** **5m超**の崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で高さが **2m超** **5m超**となるもの（①、③を除く）

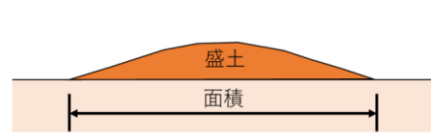
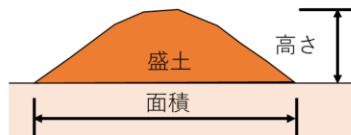


⑤盛土又は切土をする土地の面積が **500㎡超** **3,000㎡超**となるもの（①～④を除く）



■一時的な土石の堆積

⑥最大時に堆積する高さが **2m超** **5m超**かつ ⑦最大時に堆積する面積が **300㎡超** **1,500㎡超**となるもの **500㎡超** **3,000㎡超**となるもの



申請窓口連絡先

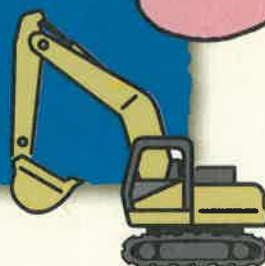
※中核市の松山市は令和6年10月より運用開始となっております（窓口：松山市道路河川整備課）

申請所在地	届出窓口・担当部署	課名	郵便番号	所在地	電話番号
四国中央市	四国中央土木事務所	用地管理課	799-0404	四国中央市三島宮川 4-6-55	0896-24-5906
新居浜市, 西条市	東予地方局建設部	管理課	793-0042	西条市喜多川 796-1	0897-55-4693
今治市, 上島町	今治土木事務所	管理課	794-8502	今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500
伊予市, 東温市 松前町, 砥部町	中予地方局建設部	管理課	790-8502	松山市北持田町 132	089-921-4990
久万高原町	久万高原土木事務所	用地管理課	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万 571-1	0892-21-1210
大洲市, 内子町	大洲土木事務所	事業管理課	795-8504	大洲市田口 425-1	0893-24-7525
八幡浜市, 伊方町	八幡浜土木事務所	管理課	796-0048	八幡浜市北浜 1-3-37	0894-22-4111
西予市	西予土木事務所	用地管理課	797-0015	西予市宇和町卯之町 5-175-3	0894-62-9277
宇和島市 松野町, 鬼北町	南予地方局建設部	管理課	798-8511	宇和島市天神町 7-1	0895-22-5211
愛南町	愛南土木事務所	用地管理課	798-4194	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-1147
その他問合せ	県庁	都市計画課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2742

土地造成を担う事業者の方への大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を
規制する取り組みが
始まります



盛土規制法が
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

令和5年

5月26日に施行され、

今後、地方公共団体で規制区域の指定が進められます。

危険な盛土等※による被害が各地で発生しています!

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積をいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!



廃棄された土石の崩落により
死者1名、重傷者1名
住宅被害1棟



廃棄された土石の崩落により
軽傷者1名、県道通行止め



危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための取り組みが始まります。

新たな法律の概要

規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定されます。

- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。

安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等※の許可が必要になります。

- 安全対策に関する技術的基準に適合する必要があります。
- 工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても問われます。
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意や周辺住民への事前周知(説明会の開催等)が必要です。

※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市、中核市の長

盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等※が常に安全な状態に維持する必要があります。原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

規制区域について

規制区域のイメージ

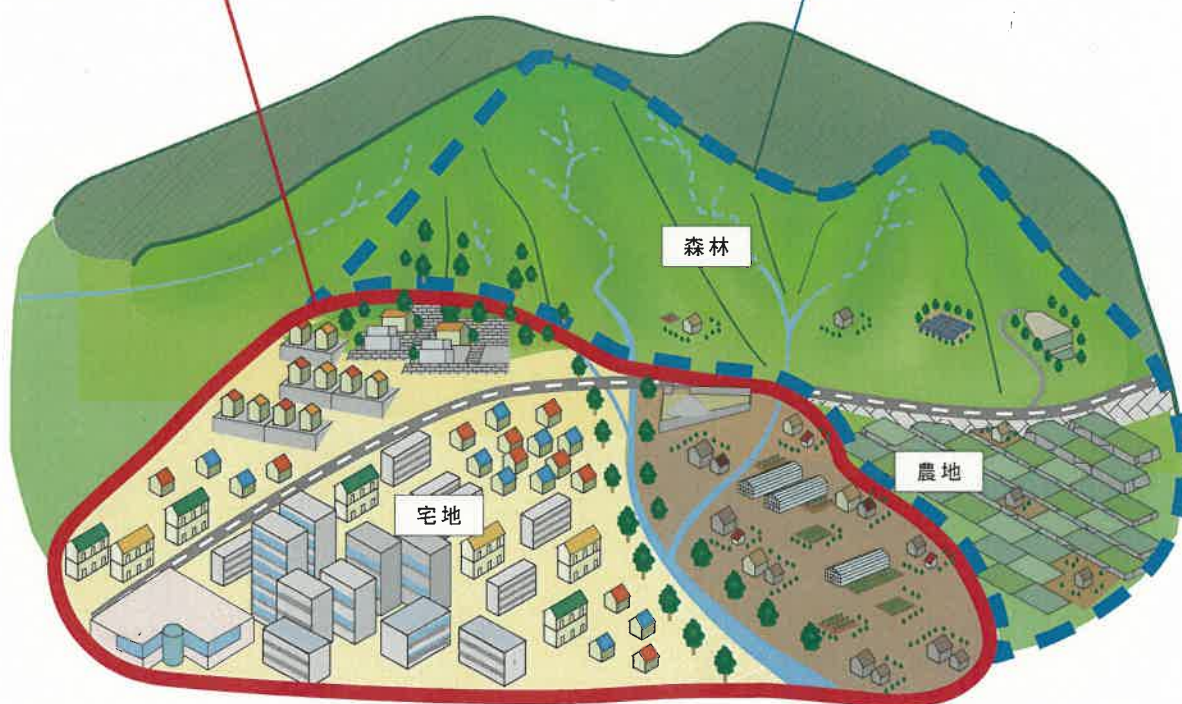
盛土等に伴う災害から人命を守るため、
都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば
人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

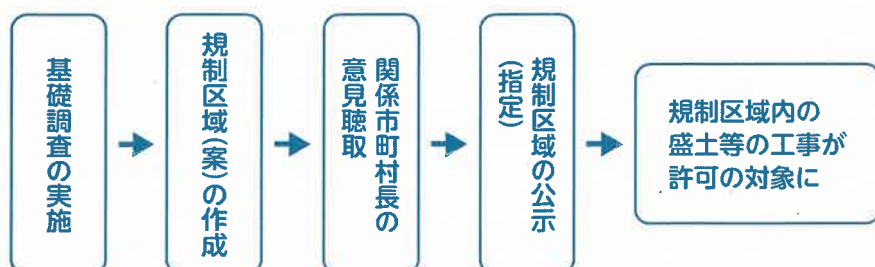
市街地や集落などから離れているものの、
地形等の条件から、盛土等が行われれば
人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



規制区域の指定について

規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する
基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。

<規制区域の指定の流れ>



規制区域が指定されると、
その情報は、都道府県や
市のウェブサイト等で確認することが
できるようになります。



規制区域内での主な規制事項

許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化

- *宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。
- *特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。
- *都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

(適用除外)

- ※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。
- ▶国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ▶工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

許可対象となる盛土等の規模

赤字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

規制対象への施策

無許可の盛土等の早期摘発を目指し、規制対象の盛土等には一定の措置が求められます。

都道府県や市が
許可地の一覧を公表

工事主が工事現場に
標識を掲示

工事主が周辺住民に
事前周知

注意

- 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について【最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下】
- 法人に対しても、法人重科を措置【最大3億円以下】

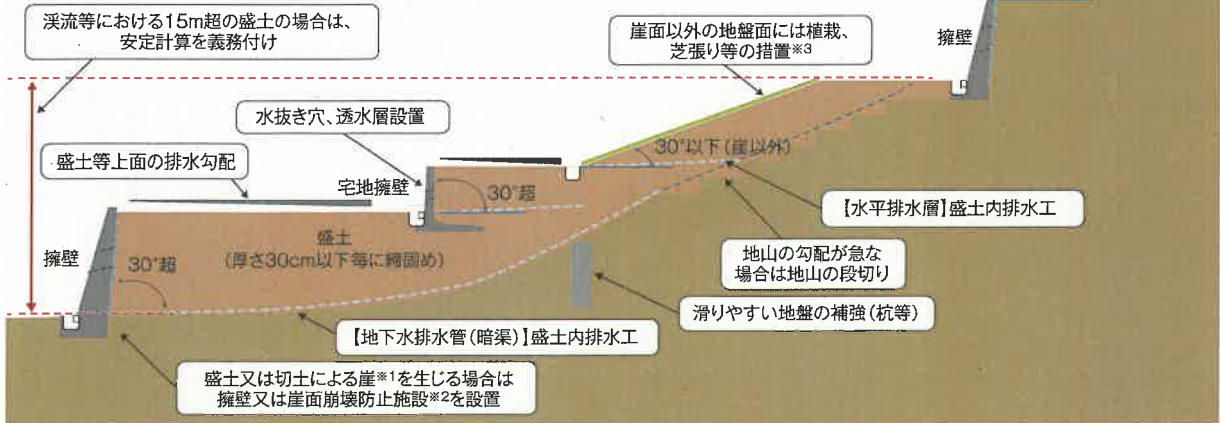
規制条件の
確認を!



規制対象の技術的基準

土地の形質の変更(盛土・切土)

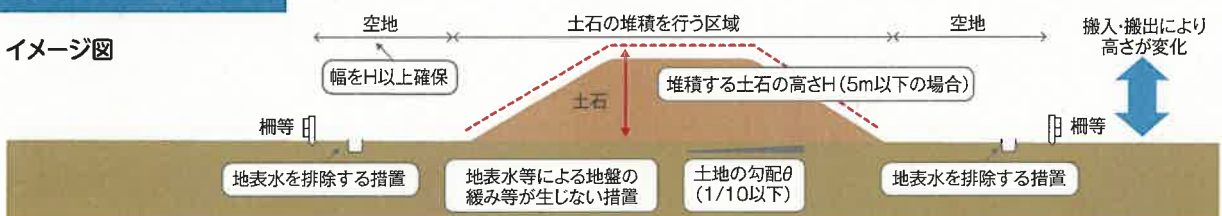
イメージ図(盛土)



※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。 ※2 住宅等の建築物を建築する地盤には崖面崩壊防止施設(鋼製枠工等)は設置できません。 ※3 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地盤面を除きます。
※具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

一時的な土石の堆積

イメージ図



※堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が必要です。 ※上記は技術的基準を満たす堆積方法の一例であり、施設を設置すること等により空地の確保が不要となる場合もあります。 ※具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

② 許可申請・許可

●許可基準への適合

許可基準

- ▶災害防止のための安全基準に適合すること
- ▶工事主が必要な資力・信用を有すること
- ▶工事施行者が必要な能力を有すること
- ▶土地の所有者等全員の同意を得ていること

●都道府県知事等の許可

都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

④ 工事完了

●完了検査

安全基準への適合について現地検査

③ 工事着手

●現場での標識掲出

工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示

●定期報告※1

工事の施行状況について、3ヶ月※2ごとに報告

●中間検査※1

工事完了後に確認困難となる工程について検査

※1 一定規模以上の盛土等が対象です。

※2 各都道府県等の条例により期間が短くなっている場合があります。

注意

規制区域の指定日に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事を行っている場合は、許可は不要ですが、指定日から21日以内に都道府県等に工事内容を届出することが必要です。

盛土規制法の特徴

規制対象行為と必要な手続き

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同 左	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

盛土等を安全に保つ責務

管理責任

盛土等が行われた土地について、土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務を有します。

監督処分

災害防止のため必要ときは、土地所有者等だけでなく、無許可の盛土等を行った原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられます。規制区域内では、無許可で盛土等を行った場合はもちろん、所有地内の盛土等により災害のおそれがある場合にも、是正措置等の命令の対象となりますので、留意してください。

不審な盛土等を発見したら、地方公共団体までお知らせください!

今後、都道府県や市において、航空写真等を活用して不法な盛土等が行われていないか調査が行われるなど、不法な盛土等を早期に発見する取り組みが進められます。

事業者の皆様におかれましても、不審な盛土等が行われている場所を発見したら、地方公共団体の盛土規制担当部局までお知らせください。危険な盛土等を早期に発見し、被害を未然に防止するため、ご協力をお願いします。





盛土等について Q&A

Q1 新たな法律はいつから施行されるのですか？

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。
ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県知事等が規制区域を指定した後に適用されます。

Q2 規制区域の範囲は、どうすれば分かりますか？

各都道府県知事等のウェブサイトを確認することができます。



Q3 許可基準は、都道府県知事等によって異なるのでしょうか？

盛土規制法では、各都道府県知事等が許可基準の強化を行うことができます。
許可申請にあたっては、各都道府県知事等の許可基準をご確認ください。

Q4 誰が許可申請を行う必要がありますか？

工事主(盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者)が都道府県知事等に許可申請を行う必要があります。



Q5 土石を事業者が運営するストックヤードに持ち込む場合、どのような点に注意すべきですか？

搬出先のストックヤードが盛土規制法に基づく許可を受けている又は届出を行っていることを確認してください。各都道府県知事等は、許可・届出に係るストックヤード等の所在地をインターネットで公表していますので、参考としてください。

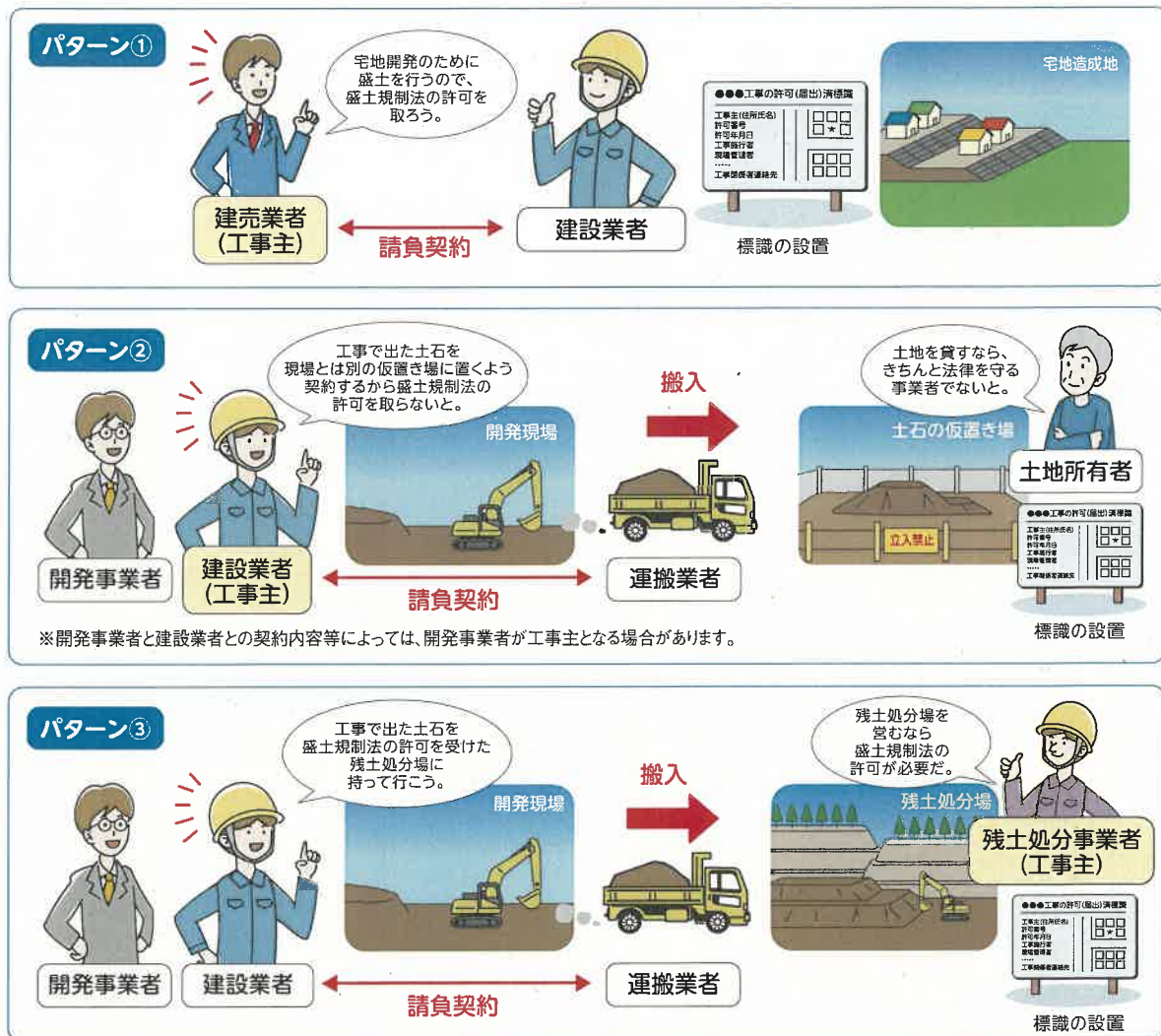
Q6 工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に置く場合や、工事現場で使用する土石をその工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか？

工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可不要となります。

盛土規制法に基づく手続きが必要な工事かをご確認ください！

盛土規制法に基づく規制区域が指定されたエリアでは、盛土等を行う工事主※が同法に基づく許可申請を行う必要があります。土砂等を扱う事業者間で必要な手続きを確認しましょう。

※宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。



注:上記のパターンは一部の例であり、他にも様々なパターンが考えられます。

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください

国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>
 農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>
 林 野 庁 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>

国土交通省



農林水産省



林野庁

